
平成 26 年度税制改正に関する要望

平成 25 年 6 月

一般社団法人 日本損害保険協会

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、昨年 12 月に発足した新政権のもと、輸出環境の改善や経済対策・金融政策の効果などを背景に景気回復局面への移行が期待されつつあります。一方で本格的な日本経済の再生に向けては、東日本大震災からの早期復興とともに、少子高齢や財政課題に代表される我が国が抱える諸課題への的確な対応が求められる状況にあります。

損害保険業界は、東日本大震災をはじめ大型化・頻発化する災害に対し迅速かつ的確な対応に努めるとともに、多様化するリスクや少子高齢社会への備えなどを通じ、社会インフラとしての役割を果たしてまいりました。今後も損害保険業界は、我が国経済ならびに国民生活における役割を安定的・持続的に果たすべく努力してまいります。

現在我が国では、経済の再生、国際競争力の再構築に向け、金融・資本市場等の周辺環境の整備が進められています。また昨年 8 月には、世代間および世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための抜本的な改革の一環として、経済状況を好転させることを条件として消費税率の引き上げが決定されるなど、持続可能な税制と社会保障制度の再構築に向けた検討が進められています。こうした制度の見直しにあたっては、税制の基本原則である公平性や中立性に配慮するとともに、諸外国に比して不利にならない制度設計が重要であると考えております。

こうしたなか、受取配当等の二重課税の問題は、現状では諸外国と比較して不利と言わざるを得ない状態となっており、「二重課税の排除」が確立された税理論に基づくものであることから見直しが必要であると考えます。

また、消費税については、非課税取引である損害保険に係る「税の累積」や「税の中立性」等の課題が生じており、特段の措置が行われないうままに消費税率が引き上げられれば、これらの経済活動等に与える影響は大きくなると考えております。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。

このような観点から、平成 26 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実に要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

平成 26 年度税制改正要望項目	2
1. 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目	4
(1) 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	
(2) 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	
2. 損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けて 中長期的課題への要望項目 ...	6
3. 消費税率引き上げに際して必要な措置	7
4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	8
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置	9
6. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	10
7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	11

平成 26 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 受取配当等の二重課税の排除

(1) 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外（平成 25 年度で期限切れ）

要望内容	現行税制
損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること	租税特別措置として平成 25 年度までの間、負債利子控除の対象外

(2) 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）	益金不算入割合は平成 14 年度より 50%

中長期的課題への要望項目

2. 損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けた中長期的視点からの検討を行うこと	非課税取引である損害保険に係る「税の累積」や「税の中立性」等の課題が存在し、消費税率の引き上げによりその影響が拡大する

(注) 現行税制：平成 25 年度適用される税制

その他の要望項目

3. 消費税率引き上げに際して必要な措置

要望内容	現行税制
消費税率の引き上げに際して必要な措置を講じること (1) 保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置 (2) 法人税法上の繰延消費税の廃止又は基準の緩和などの措置	消費税率の引き上げに伴い、 (1) 保険金支払時等に保険料に織り込まれていない消費税相当額が発生する (2) 繰延消費税に係る税負担及び実務負担が増加する

4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)	洗替保証率は、保険料の30% 積立率は、保険料の5% (本則積立率2% + 平成27年度までの経過措置3%) であるが、残高率が30%を超える場合は、保険料の2% (本則積立率) となる

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	平成25年度まで課税停止措置 税率は約1.2% (地方税含む)

6. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要である

7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は0.7%

1. 受取配当等の二重課税の排除

- (1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外（平成 25 年度期限切れ）
- (2) 受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80% から 50% に引き下げられました。

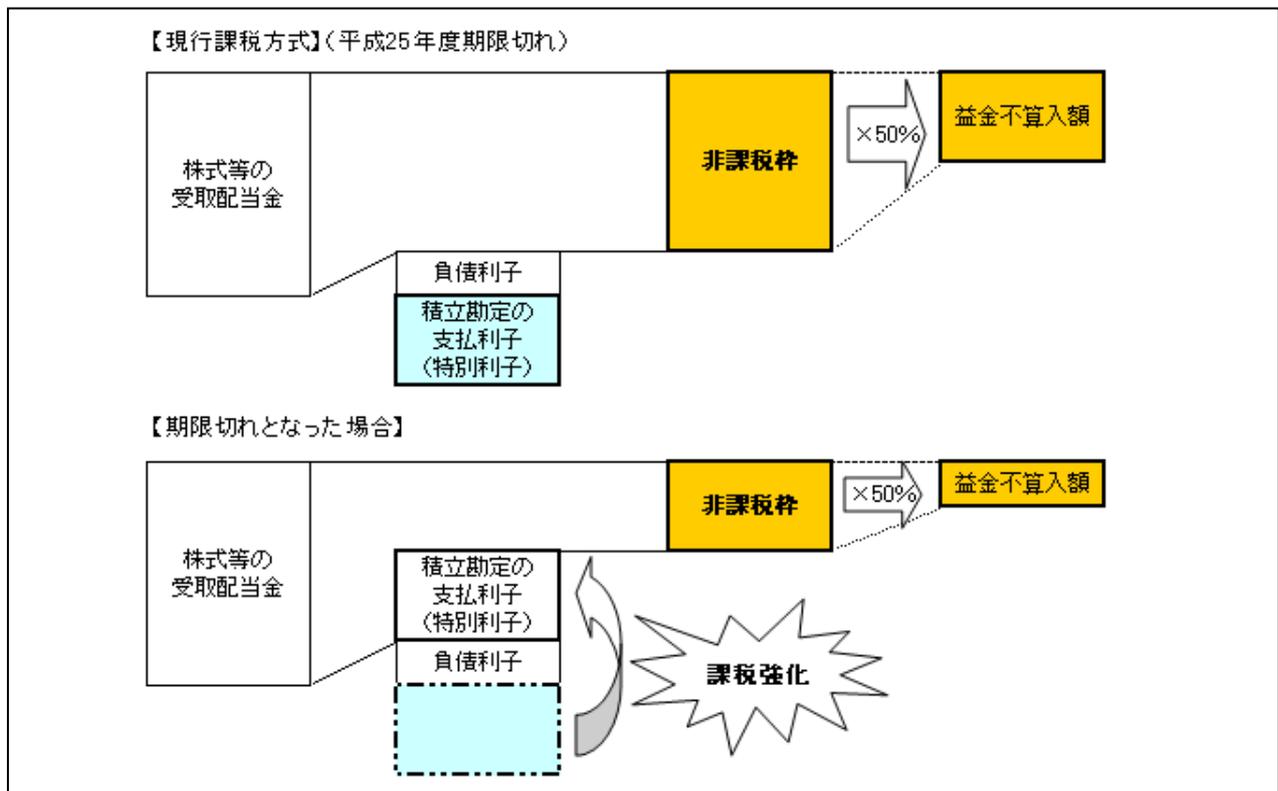
本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

つきましては、受取配当等の二重課税の排除という観点から、受取配当等の益金不算入制度について、以下の 2 項目を要望いたします。

- (1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されました。そうした中で、特定利子の一つであった損害保険会社の積立勘定の利子（予定利息および契約者配当）については、「特別利子」として平成 25 年度までの租税特別措置として負債利子控除の対象外とされております。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上、特定の商品に係る積立勘定を除き、積立勘定内で株式を運用することが認められておりません。また、もし万一税理論を無視した課税強化が行われれば、積立保険の契約者に還元すべき運用成果が著しく減少して契約者に不利益を及ぼすことになりかねません。したがって、積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子は、租税特別措置としてではなく、本法による恒久措置として負債利子控除の対象外とされて然るべきと考えます。



(注)「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上の二重メリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

「特別利子制度」

借入金等のうち株式に充てられないことが明らかなものに係る利子については、二重メリットが発生しないため受取配当等の額から控除する必要がない。こうしたものは、租税特別措置法において「特別利子」として負債利子控除の対象外とされている。

(2) 受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比べて不利のない取り扱いとする観点から、益金不算入割合は50%から100%に引き上げることが然るべきと考えます。

2. 損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けて

損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けた中長期的視点からの検討を行うこと

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税および地方消費税(以下、「消費税」と表記)は、経済状況を好転させることを条件として、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられることが定められました。また平成25年度税制改正大綱では、消費税率引き上げに関わる諸課題について検討を進めることが明記され、順次論議が行われています。

我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきています。しかし、このために、一般事業会社であれば認められる仕入に係る消費税負担の控除(仕入税額控除)が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれる構造となっています。このことにより、一般事業会社にとって原価の一部である損害保険料の中に「見えない消費税」が含まれ、本来、転嫁の連鎖により最終消費者が負担する仕組みである消費税を、一般事業会社が実質的に負担する構図となっています。これは流通過程の中で「税の累積」を発生させるとともに、消費者から見てわかりやすく透明な税制という観点からも課題があると考えます。

また、損害保険会社は、効率性を追及し競争力を高める観点や専門性を高めサービス水準を向上させる目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内子会社に外部委託しています。しかしながら、自社で内製化した場合には消費税が課せられないにもかかわらず、外部委託した場合には消費税が課されるため、消費税負担のみを考えた場合には、業務を内製化した方が有利となります。これは、消費税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題(セルフ・サプライ・バイアス)の顕在化と言え、企業の活力ある事業展開や消費者サービスの向上に影響を及ぼしかねないものと考えます。

付加価値税制度を導入している諸外国では、こうした観点も踏まえながら制度設計を行ってきており、併せて、このような課題の影響の緩和策として、グループ間取引に係る税制上の措置などの諸施策も実施してきています。消費税率の引き上げが検討される中では、我が国においても、諸外国と比して不利にならない税制となるよう改めて制度のあり方を検討していく必要があると考えます。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

消費税率の引き上げに際しては、損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けた中長期的視点からの検討を行うこと

3.消費税率引き上げに際して必要な措置

(1) 保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置を講じること

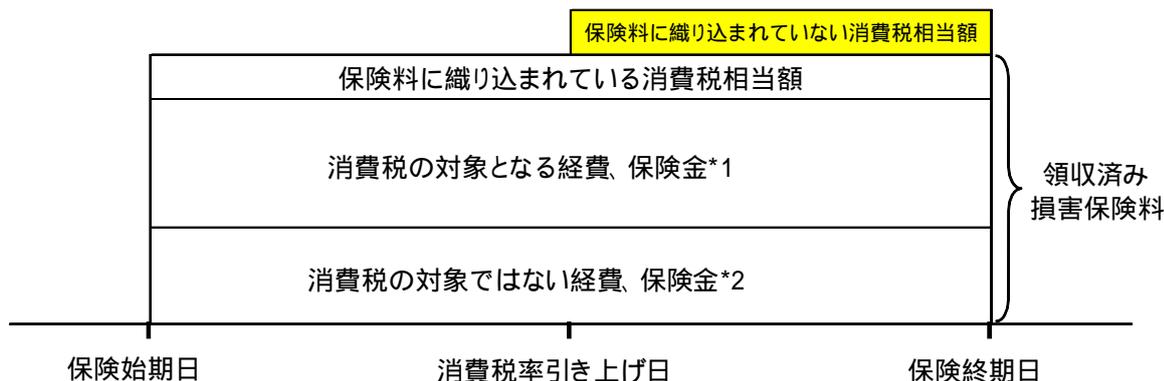
消費税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険始期日が消費税率引き上げ日より前の契約において、引き上げ分の消費税相当額を保険料に転嫁できないこととなります。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出されているにもかかわらず、実際の保険金支払等は引き上げ後の新消費税率で行うこととなります。

税の公平性の観点からは、消費税率引き上げが決定された際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置が必要であると考えます。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

(1) 消費税率の引き上げの際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置を講じること

【消費税率引き上げ時に保険料に織り込まれていない消費税相当額】



*1 諸手数料、物件費、物保険や対物賠償責任保険の保険金など

*2 人件費、対人賠償責任保険の保険金など

(2) 法人税法上の繰延消費税の廃止又は基準の緩和などの措置を講じること

現行の法人税法においては、一つの資産に係る控除対象外の消費税額が20万円以上となり、一定の条件に該当する場合には、当該控除対象外の消費税は「繰延消費税」として取り扱われ、5年間かけて償却することとされています。

消費税率が引き上げられた際に特段の措置が取られない場合、課税売上割合の低い損害保険会社にとっては、繰延消費税の対象となる範囲が拡大し、法人税の負担とともに実務負担も増加することになります。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

(2) 法人税法上の繰延消費税の廃止又は基準の緩和などの措置を講じること

4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引き上げ）

近年は、国内外において、地震・台風・洪水などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成 16 年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成 17 年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成 17 年度税制改正により 4%（うち 2%は経過措置）、平成 25 年度税制改正により 5%（うち 3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成 23 年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少しました。平成 24 年度においても、タイ洪水について引き続き多額の保険金支払が発生したことや爆弾低気圧、台風などによる保険金支払が発生したため、2 年連続で異常危険準備金の残高が減少することになりました。

- 平成 25 年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23、24 年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の 30%（業界全体で 5,000 億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望いたします。また、積立率に関して、残高率が 30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても 40%への引き上げを要望いたします。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引き上げ）

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 25 年度まで経過措置により課税停止）

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうした、いわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約 1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えられます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 25 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6 . 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

完全支配関係のある会社への配当については、平成 22 年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の 20% を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これと関連して平成 25 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、以下の項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること